

# 手形・小切手の「払戻可能日時」および「代金取立手数料」の変更について (電子交換所設立に伴う変更)

平素は池田泉州銀行をご利用いただきありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月4日より電子交換所を設立し、全国各地の手形交換所が廃止となり、原則すべての手形・小切手が電子交換所での取扱いとなります。

これに伴い、手形・小切手の「払戻可能日時」および「代金取立手数料」を下記のとおり変更いたします。また、当行では手形・小切手の様式QRコード付きの新しいデザインとなります。振出していただく際の注意事項も記載しておりますので、あわせてご確認ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 払戻可能日時の変更

#### (1) 入金(11月2日入金分より)

変更前			変更後	
入金の表示	交換所等	払戻可能日時	入金の表示	払戻可能日時
タケン2	大阪、神戸、 京都、和歌山	入金日から数えて3営業 日目の13時15分	タケン2	入金日から数えて3営業 日目の13時15分
タケン3	東京、横浜、 名古屋、奈良等	入金日から数えて4営業 日目の15時30分		

#### (2) 代金取立(11月3日以降の期日(交換呈示)分より)

変更前			変更後	
	交換所等	払戻可能日時	入金の表示	払戻可能日時
タケン1	大阪、神戸、 京都、和歌山	入金日から数えて2営業 日目の13時15分	タケン1	入金日から数えて2営業 日目の13時15分
タケン4	東京、横浜、 名古屋、奈良等	入金日から数えて3営業 日目の15時30分		
トリタテ	郵送での手続き	郵便事情により異なりますが、ご依頼日から数えて通常3営業日		

※電子交換所に加盟していない金融機関の場合は、個別取立扱いとなります。詳しくは、11月4日以降に当行窓口でご確認ください。

#### 【お願い】

手形の取立について、期日の8営業日前までに当行にお持ち込みをお願いいたします。

## 2. 代金取立手数料の改定について

電子交換所の設立に伴い、従来の手形交換所ごとの取扱区分を廃止し、下記のとおり改定いたします。

■改定日：11月4日（金）受付分より（1通あたり/税込）

現行手数料			
同一手形交換所（同一店内も含む）及び 近隣の手形交換所内		440円	
上記以外の手形 交換所内	当行本支店あて	660円	
	他行あて	普通扱い	880円
		至急扱い	1,100円

（1通あたり/税込）

改定後手数料	
電子交換	440円
個別取立※	1,100円

※個別取立とは、電子交換所に加盟していない金融機関への取立等郵送で取立を行うものです。

## 3. 手形・小切手を振出されているお客さまへのご案内

- ・2022年11月4日以降、発行する約束手形、小切手はQRコード※付となります。  
（為替手形、パーソナル小切手は変更ありません。）
- ・お届けいただいている当座預金の印鑑届のご署名、ご捺印が不鮮明な場合、再度お届けをお願いすることがございます。何卒ご協力をお願いいたします。
- ・電子交換所になっても現在ご利用いただいている手形、小切手はそのままご利用いただけます。

### 【ご記入、ご捺印についての注意事項】

- ・署名、捺印、金額の記載等、手形券面は鮮明に記載、捺印いただきますようお願いいたします。
- ・券面が不鮮明だった場合、別途依頼書等を提出いただくことがあります。
- ・金額欄には、チェックライターでの印字（または漢数字での記載）の金額以外は、記入しないでください。（金額の復記や印鑑の捺印は不可）
- ・金額を漢数字でご記入いただいている場合、使用できる文字が限られていますので、ホームページに掲載している手形用法等でご確認をお願いいたします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 4. 紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行について

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。電子化による経理事務の効率化、ペーパーレス化に向けて「池田泉州銀行でんさいネットサービス」「インターネットEBサービス」などのサービスをご用意しております。サービス内容等の詳細は、窓口へお問合わせください。

以上